第２部　そ の 他

第１　大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期…… 26
第２　大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例…… 30
第３　令和８・９年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準…… 31
第４　大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請要領 38
第５　大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領… 41
第６　業種別技術職員コード表…… 49
第７　申請等に関する問い合わせ先…… 53

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期

昭和 39 年　6 月 19 日大分県告示第 481 号
最終改正　令和 元年　8 月 6 日大分県告示第 136 号

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 19 条及び第 30 条の規定に基づき、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等について、次のように定める。

第１　競争入札参加者の資格

１　競争入札参加資格の資格審査（以下「資格審査」という。）を申請できる者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定により資格審査を申請する年度の 10 月 1 日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする経営事項審査を受け、同法第 27 条の 29 第 1 項の総合評定値を請求している者とする。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。

１の２　土木及び建築工事のＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの 4 等級に、電気工事、管工事及びほ装工事のＡ、Ｂ及びＣの 3 等級に格付けされた者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有する者とする。ただし、その他の工事にあっては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けたものとする。

種類／等級	土木工事	建築工事	電気工事及び管工事	ほ装工事
Ａ級	設計金額 4,000 万円以上	設計金額 7,000 万円以上	設計金額 1,000 万円以上	設計金額 400 万円以上
Ｂ級	設計金額 2,000 万円以上〃 4,000 万円未満	設計金額 3,000 万円以上〃 7,000 万円未満	設計金額 500 万円以上〃 1,000 万円未満	設計金額 100 万円以上〃 400 万円未満
Ｃ級	設計金額 800 万円以上〃 2,000 万円未満	設計金額 1,000 万円以上〃 3,000 万円未満	設計金額 500 万円未満	設計金額 100 万円未満
Ｄ級	設計金額 800 万円未満	設計金額 1,000 万円未満		

１の３　工事の規模又は特性により、当該工事の競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付け又は認定を受けた者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。

１の４　指名競争入札について特に必要があると認めるときは、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の 10 分の 4 を超えることができないものとし、土木工事のＢ級にあっては 7 千万円、建築工事のＢ級にあっては 1 億円、電気工事及び管工事のＢ級にあっては千 2 百万円、舗装工事のＢ級にあっては 8 百万円をそれぞれ超えることができないも

のとする。
2　次の各号の一に該当する工事については、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に応ずる等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。
(1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
(2) 特定の機械を必要とする工事
(3) 特別な技術を必要とする工事
(4) 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
(5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施行した業者に施行させることが適当と認められるもの
3　特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付け又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができる。
4　競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級の格付け又は資格の認定は、次に掲げる事項を審査することにより行う。
(1) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
(2) 工事経歴
(3) 工事成績
(4) 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ若しくはハに当該する職員の数
(5) 信用度
(6) その他知事が必要と認める事項
5　県内に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
5の2　県外に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の 3 月 31 日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
5の3　第1の5及び5の2の規定にかかわらず、第2の1の2の規定により資格審査を申請した者の資格の有効期間は、知事が別に定める。

第2　競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法
1　定期の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日を最初の期間とする隔年ごとの 12 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。
1の2　随時の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、知事が別に定める期間とする。
2　資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
(1) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し
(2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
(3) 県外に本店を有する者にあっては営業所一覧表及び工事経歴書
(4) その他知事が指定する書類

第3　競争入札参加者の資格の承継
1　競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、知事の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。
2　1により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
(1) 営業の一切を承継したことを証する書類
(2) 建設業の許可通知書の写し
3　知事は、2の申請書の提出があった場合において、競争入札参加者の資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。
第4　事業協同組合の特例

競争に参加する資格を得ようとする事業協同組合（中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。）について、知事は、第１の４の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第５　企業合同の特例

競争入札参加者の資格を有する者が企業合同した場合において、引き続き大分県が発注する工事の競争入札に参加しようとするときは、第２に定める期日にかかわらず、すみやかに競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出し、その審査を受けなければならない。この場合において、知事は、第１の４の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第６　共同企業体の特例

競争入札参加者の資格を有する者は、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。

第７　変更時の届出

１　資格審査を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者で、県外に本店を有するものが、建設業法第 12 条（第 17 条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、知事に届けなければならない。

２　競争入札参加者の資格を有する者で県外に本店を有するものは、当該競争入札参加者の資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称
(2) 営業所の所在地及び名称
(3) 代表者又は代理人の氏名
(4) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第８　資格の取り消し等

１ 資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。

(1) 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
(2) 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
(3) 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

２ 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

(1) 建設業法 3 条の規定による許可が効力を失ったとき。
(2) 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
(3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
(4) 前３号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格与える者として不適当であることが判明したとき。

３　２の規定により競争入札参加者の資格を取り消したとき又は等級の格下げをしたときは、その旨を当該競争入札参加の資格を有する者に通知するものとする。

附則

1　この告示は、令和元年 8 月 6 日から施行する。

改　正

昭和 40 年 3 月 19 日告示第 148 号
昭和 43 年 8 月 6 日告示第 481 号
昭和 44 年 2 月 14 日告示第 92 号
昭和 47 年 6 月 23 日告示第 466 号
昭和 48 年 12 月 18 日告示第 928 号
昭和 51 年 5 月 28 日告示第 517 号
昭和 52 年 9 月 30 日告示第 880 号
昭和 53 年 4 月 18 日告示第 397 号
昭和 54 年 4 月 24 日告示第 467 号
昭和 55 年 8 月 19 日告示第 934 号
昭和 56 年 5 月 15 日告示第 546 号
昭和 60 年 2 月 1 日告示第 116 号
昭和 60 年 7 月 1 日告示第 851 号
昭和 61 年 7 月 1 日告示第 862 号
昭和 62 年 11 月 17 日告示第 1386 号
昭和 63 年 6 月 20 日告示第 843 号
昭和 63 年 8 月 23 日告示第 1057 号
平成 5 年 1 月 26 日告示第 91 号
平成 5 年 3 月 16 日告示第 275 号
平成 7 年 4 月 1 日告示第 464 号
平成 16 年 2 月 27 日告示第 223 号
平成 17 年 12 月 13 日告示第 1245 号
平成 23 年 9 月 2 日告示第 713 号
令和元年 8 月 6 日告示第 136 号

○大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例

平成２０年３月３１日　大分県告示第２２４号

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を次のように定める。

（競争入札参加者の資格の特例）

第１　合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、競争入札参加者の資格の再認定（以下「再認定」という。）の手続を行い、新たに競争入札参加資　格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、大分県が発注　する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期第　１の１の２本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位　の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

（資格の特例となる合併等）

第２　第１の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札　参加資格者（県内に建設業法上の主たる営業所を有する者に限る。）が行う合併等と　する。

（資格の特例期間）

第３　第１の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から３年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

（再認定）

第４　再認定の手続については、知事が別に定めるものとする。

附　則

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

令和８・９年度の建設工事競争入札参加資格の決定に関する格付基準

第１　趣旨

この基準は、令和８・９年度の建設工事競争入札参加資格に係る「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和３９年大分県告示第４８１号）」（以下「告示」という。）第１の４に定める等級の格付け（以下「格付け」という。）の審査の方法について、必要な事項を定めるものとする。

第２　格付けの決定方法

１　県内に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

（１）格付基準

令和８・９年度建設工事競争入札参加資格に係る審査基準日（以下「資格審査基準日」という。）は令和７年１２月１日（ただし、大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査については、別に定める審査基準日による。）とし、格付けに当たっては、令和６年１０月１日から令和７年９月３０日の間を審査基準日とする建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２９に規定する総合評定値（Ｐ）（以下「総合評定値」という。）と工事成績、工事経歴等の状況について付与する点数（以下「主観点数」という。）の合計値（以下「総合点数」という。）に応じて、次に定める基準に基づきそれぞれの等級に格付けするものとする（ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、この限りではない。）。

この場合において、それぞれの等級に格付けされるためには、（２）に定める上記の総合評定値の通知における平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和（以下、「総合実績高要件」という。）及び（３）に定める技術職員要件を満たしていなければならないものとする。

なお、前回格付けされた等級（合併、営業譲渡又は吸収分割（以下「合併等」という。）による再認定の場合は、合併等の前に各々が有していた等級のうち上位の等級）から２等級以上変動する場合は、前回格付けされた等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けするものとし、前回格付けを受けていない業種については、最も下位の等級に格付けするものとする。

また、直近の格付が再認定により、従前より上位に格付けされた場合において、合併等への取組により主観点数を付与された業種の等級については、当該等級より上位の等級には格付けしないものとする。

種類／等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
Ａ　級	総合点数 ８５０点以上	総合点数 ７８０点以上	総合点数 ７０５点以上	総合点数 ６８５点以上	総合点数 ７４０点以上
Ｂ　級	総合点数 ７２５点以上	総合点数 ６６５点以上	総合点数 ５９０点以上	総合点数 ５５０点以上	総合点数 ５８５点以上
Ｃ　級	総合点数 ６００点以上	総合点数 ５７０点以上	総合点数 ５９０点未満	総合点数 ５５０点未満	総合点数 ５８５点未満
Ｄ　級	総合点数 ６００点未満	総合点数 ５７０点未満			

（２）総合実績高要件

種類／等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
Ａ　級	２億１千万円以上	２億１千万円以上	１億円以上	１億円以上	１億円以上
Ｂ　級	７千６百万円以上	１億円以上	５千万円以上	４千万円以上	１千５百万円以上
Ｃ　級	２千８百万円以上	５千万円以上			

注１）格付５業種のうち「土木工事」については、土木一式工事の平均完成工事高と平均維持管理業務実績高の和を総合実績高とし、その他の業種については、平均完成工事高を総合実績高とする。
注２）「平均維持管理業務実績高」とは、下記の１又は２のすべての要件を満たす維持管理業務を受注した実績に限るのもとし、「平均実績高」については期間中の実績額を２で除した金額とする。

１．　元請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。）
（１）契約期間が２年に満たない場合
　① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。
　② 令和５年１２月１日から令和７年１１月３０日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了したものに限る。
（２）契約期間が２年を超える場合
　① １の（１）の①と同じ
　② 令和５年１２月１日から令和７年１１月３０日までの間に、その一部又は全部について引渡しが完了したものに限る。

２．　下請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。）
（１）契約期間が２年に満たない場合
　① 大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。
　② １の（１）の②と同じ
（２）契約期間が２年を超える場合
　① ２の（１）の①と同じ
　② １の（２）の②と同じ

（３）技術職員要件

種類／等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
Ａ　級	有資格者５名以上（うち１級２名以上）	有資格者５名以上（うち１級２名以上）	有資格者３名以上（うち１級１名以上）	有資格者３名以上（うち１級１名以上）	有資格者３名以上（うち１級２名以上）舗装施工管理技術者２名以上（うち１級１名以上）
Ｂ　級	有資格者３名以上（うち１級１名以上）	有資格者３名以上（うち１級１名以上）	有資格者１名以上	有資格者１名以上	有資格者２名以上
Ｃ　級	有資格者１名以上	有資格者１名以上			

注１）　資格者数の資格審査基準日は、令和７年１２月１日現在とする。

注２）　資格者とは建設業法第１５条第２号イに該当する者（１級技術者）及び同法第２７条第１項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって（※実務経験を要することなく）直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって１級技術者以外の者（２級技術者）をいう。

注３）　土木工事及び舗装工事のいずれにもＡ級に格付けされるためには、有資格者６名以上（うち１級４名以上）舗装施工管理技術者２名以上（うち１級１名以上）を要件とする。

注４）　舗装工事の有資格者にあっては、舗装施工管理技術者と兼ねることができる。

２　県外に本店を有する建設業者に係る格付けの決定

格付けに当たっては、総合評定値に応じて、前項（１）に定める基準に基づき、それぞれの等級に格付けするものとする。この場合において、当該基準中「総合点数」は「総合評定値」と読み替えて適用することとし、それぞれの等級に格付けされるためには、前項（２）及び（３）に定める総合評定値の通知における平均完成工事高（＝総合実績高）及び技術職員数の要件を満たしていなければならないものとする。

第３　主観点数の算定基準

主観点数は、工事成績、工事経歴、契約後ＶＥ提案、経営基盤強化への取組、企業の社会貢献度、信用度、法令違反等及び建設業法による監督処分等について、次の基準により算定するものとする。この場合において、工事成績及び工事経歴による点数は、格付けを行う業種ごとに付与し、その他の評価項目に係る点数は、格付けを行うすべての業種に付与するものとする。

（１）工事成績

令和６年１月１日から令和７年１２月３１日までの２年間に完成検査を行った県工事（農林水産部（振興局発注分を含む）、土木建築部、企業局及び教育庁の発注工事）に係る成績評定の点数について、２年間における平均値に基づき、次の点数を付与する。

なお、共同企業体による工事にあっては各構成員に当該工事に係る成績評定の点数を付与した上で平均値を算定する。

成績評定平均値	点数	成績評定平均値	点数
８５点	＋１２０	７５点	＋　４５
８４点	＋１１０	７４点	＋　４０
８３点	＋１００	７３点	＋　３５
８２点	＋　９０	７２点	＋　３０
８１点	＋　８０	７１点	＋　２５
８０点	＋　７０	７０点	＋　２０
７９点	＋　６５	６５点～６９点	０
７８点	＋　６０	６０点～６４点	－　３０
７７点	＋　５５	５９点以下	－　６０
７６点	＋　５０		

（２）工事経歴

経審結果における審査対象事業年度及び前年度の完成工事高のうち、発注者から直接請け負った公共工事（建設業法第２７条の２３第１項の建設工事で政令で定めるもの）の完成工事高について、審査対象事業年度及び前年度の平均値に基づき、次の点数を付与する。

①土木工事及び建築工事

完成工事高（千円）	点　数	完成工事高（千円）	点　数
500,000　以上	８０	50,000　～　60,000 未満	２８
400,000　～　500,000 未満	７２	40,000　～　50,000 未満	２４
200,000　～　400,000 未満	６４	30,000　～　40,000 未満	２０
150,000　～　200,000 未満	５６	20,000　～　30,000 未満	１６
100,000　～　150,000 未満	４８	10,000　～　20,000 未満	１２
90,000　～　100,000 未満	４４	5,000　～　10,000 未満	８
80,000　～　90,000 未満	４０	2,000　～　5,000 未満	４
70,000　～　80,000 未満	３６	2,000　未満	０
60,000　～　70,000 未満	３２		

②電気及び管工事

完成工事高（千円）	点　数	完成工事高（千円）	点　数
150,000　以上	６４	25,000　～　30,000 未満	２４
100,000　～　150,000 未満	５６	20,000　～　25,000 未満	２０
70,000　～　100,000 未満	４８	15,000　～　20,000 未満	１６
50,000　～　70,000 未満	４４	10,000　～　15,000 未満	１２
45,000　～　50,000 未満	４０	5,000　～　10,000 未満	８
40,000　～　45,000 未満	３６	1,000　～　5,000 未満	４
35,000　～　40,000 未満	３２	1,000　未満	０
30,000　～　35,000 未満	２８		

③舗装工事

完成工事高（千円）	点　数	完成工事高（千円）	点　数
200,000　以上	５６	20,000　～　30,000 未満	２４
100,000　～　200,000 未満	５２	10,000　～　20,000 未満	２０
90,000　～　100,000 未満	４８	7,000　～　10,000 未満	１６
80,000　～　90,000 未満	４４	5,000　～　7,000 未満	１２
70,000　～　80,000 未満	４０	2,000　～　5,000 未満	8
50,000　～　70,000 未満	３６	1,000　～　2,000 未満	4
40,000　～　50,000 未満	３２	1,000　未満	0
30,000　～　40,000 未満	２８		

（３）契約後ＶＥ提案

令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に契約後ＶＥ提案を採択された県工事がある場合、１件の工事につき２０点を付与する。

（４）経営基盤強化への取組

①合併等への取組（約３年間）

・　格付５業種（土木、建築、電気、管、舗装）の資格を有する者のうち、同一業種の有資格者間で合併等を行い入札参加資格再認定の申請を行った場合、当該業種に対し次の点数を付与したうえで、速やかに格付けを見直すものとする。
ただし、最下位等級の格付業種を有する者との合併の場合、当該業種には付与しない。
なお、営業譲渡及び吸収分割による入札参加資格の再認定については、営業を譲渡する者が譲受者に対し、建設業のすべてを譲渡するとともに、建設業を廃業する場合に限る。

合併時経審等における総合評定値（客観点数）の１０％に相当する点数（整数未満切捨）

・　令和８年４月１日現在において、入札参加資格の再認定の通知を受けてから３年を経過しない者には、次の点数を付与する。

第２の１の（１）に定める期間を審査基準日とする経営事項審査又は合併時経審等のうち、直近の経営事項審査に係る総合評定値（客観点数）の１０％に相当する点数（整数未満切捨）

②新分野進出への取組状況

令和４年１２月１日から令和７年１１月３０日までの間において、日本標準産業分類に定める「大分類Ｅ・建設業」以外の分野の産業に進出し、５００万円以上の支出を行っている場合、又は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成１１年法第１８号）第９条第１項に基づき「経営革新計画」の承認を得ている場合１０点を付与する。
ただし、資格審査基準日現在において、進出した新分野事業を継続して行っているときに限る。

（５）企業の社会貢献度

資格審査基準日の属する年度における企業の社会的役割の観点から、次に掲げる事項について基準を満たす場合は、次の区分により、それぞれ次の点数を付与する。

①　障がい者の雇用状況

・　資格審査基準日の属する年度の６月１日現在において「障害者の雇用の促進に関する法律」（昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という）第４３条に係る雇用義務のある建設業者で、資格審査基準日現在において、雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精

神障がい者（以下「障がい者」という。）の数が、法定雇用障がい者数以上であるとき。
１０点

・　資格審査基準日の属する年度の６月１日現在において「障害者雇用促進法」第４３条に係る雇用義務がない建設業者で、資格審査基準日現在において、障がい者（個人にあっては事業主又は支配人、法人にあっては役員であるものを除く）を雇用しているとき。
２０点

② 若年労働者の雇用状況

令和４年１２月１日から令和７年１１月３０日までの間に４０歳未満の若年労働者を採用し、資格審査基準日現在において常勤雇用しているときは、その建設業従事者１人につき５点を付与する。ただし上限を２０点とする。

なお、「４０歳未満の若年労働者」とは、雇用保険加入者に限る者とし、資格審査基準日現在において、４０歳未満である者をいう。

③ 従事職員数の状況

資格審査基準日現在において、当該建設業者に常勤している役員又は従事職員の状況に応じて、下記のとおり付与する。ただし、健康保険又は雇用保険の加入者に限る者であること。

なお、建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まない。

・１人～　５人	０点
・６人～１０人	５点
・１１人～１５人	１０点
・１６人～２０人	１５点
・２１人～２５人	２０点
・２６人～３０人	２５点
・３１人以上	３０点

④ 不当要求防止責任者講習の受講状況

令和４年４月１日から令和７年１１月３０日のまでの間に「不当要求防止責任者講習」を受講した建設業者に対し５点を付与する。

なお、受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、かつ資格審査基準日現在において、建設業者に在籍していることを条件とする。

また、一建設業者に複数人の受講者が存在しても、最大５点とする。

⑤ 建設業労働災害防止協会への加入状況

資格審査基準日現在において、建設業労働災害防止協会（第１号会員）に加入している建設業者に限り５点付与する。

⑥ エコアクション２１認証・取得状況

資格審査基準日現在において、エコアクション２１認証・登録を受けている建設業者に対し５点を付与する。

⑦ 保護観察対象者の協力雇用主の登録状況

審査基準日現在において、大分保護観察所に保護観察対象者の協力雇用主として登録を受けている建設業者に対して５点付与する。

⑧ ワークライフバランス関連の認定等の状況

○　資格審査基準日現在において、次のいずれかの認定または表彰実績がある建設業者に対し、次の点数を付与する。

ア）　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）

イ）　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）

ウ）　次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１３条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）

エ）　おおいた働き方改革推進優良企業表彰

オ）　おおいた女性活躍推進事業所表彰

・ア）からオ）のうち

２つ以上の認定等を受けている場合　３０点

１つの認定等を受けている場合　　１５点

○　資格審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し受理されている建設企業、又は「女性活躍応援県おおいた認証企業」として受理されている建設企業に対し次の点数を付与する。

（ただし、ア）からオ）で加点対象となる場合は除く）

・１企業につき５点

（６）信用度

資格審査基準日の属する年度及び前年度における指名停止措置の期間に応じ１月につき－１０点（１月に満たない場合は－５点）を付与する。

（７）法令違反等

第２の１の（１）に定める期間及びその前期間を審査基準日とする経営事項審査又は資格審査基準日の属する年度及び前年度の営業所調査等において、次の事項について是正指導を受けた場合は、それぞれ次の点数を付与する。

法令違反の是正指導

・建設業法違反（一括下請負、虚偽申請、技術者専任性）　－１５点

・上記以外の建設業法違反　－１０点

・他の法令違反　－１０点

（８）建設業法による監督処分

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、建設業法により監督処分を受けた場合は、次の区分によりそれぞれ次の点数を付与する。

①　指示処分　－３０点

②　営業停止処分　－４５点

③　一部業種に係る許可の取消処分　－６０点

ただし、同一の事由により監督処分及び指名停止措置を受けた場合は、（６）又は（８）により算定した点数のうち、減点数の大きい点数を付与する。

（※　処分等を受けた年度が異なる場合は、翌年度以降において点数の差を調整する。）

（９）書面による警告に関する措置

資格審査基準日の属する年度及び前年度において、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）」第10に規定をする「書面による警告」を受けた場合は、次の点数を付与する。

警告１件につき－５点

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請要領

1　資格審査を申請できる者及び業種

次の（1）から（7）の要件を全て満たす者及び業種であることとし、資格審査は、原則として建設業法第２７条の２９の規定に基づく総合評定値の請求（以下、「総合評定値請求」という。）を行い、総合評定値の通知（以下、「総合評定値通知」という。）を受けた業種と同一の業種について行うこととする。

（1）建設業法の規定により申請書提出日現在において、大分県内に本店を有している国土交通大臣又は大分県知事の許可を受けている者及びその業種

（2）申請書提出日現在において、直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請と同一の期間を審査基準日とする総合評定値通知を国土交通大臣又は大分県知事から受けている者及びその業種

（3）大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）第 8 の 1 の(3)及び第 8 の 2 の(4)で定める暴力団関係者に該当しない者

（4）社会保険等の適用事業所において、適用除外承認を受けている場合を除き、申請書提出日現在において必要な「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」すべてに加入している者

（5）地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者

（6）直近の１２月１日から１月３１日の間を受付期間とする大分県公共工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者

（7）申請書提出日現在において大分県公共工事競争入札参加資格を有していない者

2　審査基準日

大分県公共工事競争入札参加随時認定資格審査申請における審査基準日は次のとおりとする。

第1回　3月1日
第2回　5月1日
第3回　8月1日

ただし、上記審査基準日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

なお、平成２９年度の第１回審査基準日は、４月３日（月）とする。

3　資格審査の申請期間及び申請方法

申請期間は次のとおりとし、申請方法は書面持参とする。

第１回　申請期間　３月１日から４月３０日
第２回　申請期間　５月１日から７月３１日
第３回　申請期間　８月１日から１０月３１日

ただし、上記の申請期間の初日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とし、申請期間の末日が閉庁日の場合は直前の開庁日までとする。

※　期間外の受付は一切行わない

4　認定時期

上記３に定める申請期間内の申請に対し、下記の期日に認定を行う。

第１回　　６月１日（申請期間申請受理分　３月１日から４月３０日）

第２回　９月１日（申請期間申請受理分　５月１日から７月３１日）

第３回１２月１日（申請期間申請受理分　８月１日から１０月３１日）

ただし、上記認定期日が閉庁日の場合は、以降の直近の開庁日とする。

5　受付場所

申請者の主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所

6　資格等の有効期間

直近の１２月１日から１月３１日を受付期間とする入札参加資格認定の有効期間と同じとする。

7　申請書類の配布先

大分県庁ホームページ

8　提出書類・提出部数

競争入札参加資格審査申請書類一覧に掲げる書類について正本１部、副本２部を提出する。

9　その他注意事項

（1）一度申請した資格審査書類について、申請者の申立てによる変更は認めないので、内容を十分確認したうえで申請をすること。

（2）競争入札参加資格の資格審査の申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付又は認定を行わないことができるものとする。

① 競争入札参加資格申請書若しくは添付書類又は資格審査用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実について記載をしなかったとき。

② 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付種類に虚偽の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。

③ 審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

（3）競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取り消し又は等級の格下げをすることができるものとする。

① 建設業法第３条の規定による許可の効力を失ったとき。

② 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。

③ 前２号の他、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格を有する者として不適当であることが判明したとき。

（4）競争入札参加資格の決定に関しての問い合わせには一切応じない。

（5）事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、次の書類が必要である。

① 特例扱いを希望する旨の申出書

② 役員名簿及び組合員名簿（組合員のうち審査対象とする組合員５名以内を選択し、明示すること。）

③ 事業協同組合の建設業許可通知書の写

④ 事業協同組合及び審査対象者（組合員のうち５名以内）の総合評定値通知書の写又は総合評定

値請求書受付票の写

⑤　官公需適格組合証明書の写

（６）格付結果等の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に係る適正化指針により、次の事項を公表する。

①　競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和 39 年大分県告示第 481 号）

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例（平成 20 年大分県告示第 224 号）

②　競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

ア　建設業者競争入札参加資格一覧表（県内業者）

イ　建設業者競争入札参加資格一覧表（県外業者）

ウ　建設コンサルタント競争入札参加資格一覧表

エ　大分県経常建設共同企業体入札参加資格一覧表

③　指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

ア　大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について（平成 5 年 12 月 17 日付監第 1491 号）

イ　大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年大分県告示第 267 号）

④　競争参加者の等級区分の基準及び基準の公表

「建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準」による。

なお、公表の方法は、土木建築企画課建設業指導班・大分県情報センター・各振興局地区情報コーナー・各土木事務所及び大分県ホームページ

（https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/n-usatsusankashikaku.html）における閲覧とする。

また、土木建築企画課建設業指導班・各土木事務所においては貸出も可能とする。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

（昭和６０年３月８日大分県告示第２６７号）

改　　正　　昭和 62 年 2 月 10 日告示第 157 号
改　　正　　平成 2 年 7 月 6 日告示第 877 号
改　　正　　平成 6 年 10 月 1 日告示第 895 号
改　　正　　平成 8 年 3 月 29 日告示第 296 号
改　　正　　平成 9 年 5 月 2 日告示第 517 号
改　　正　　平成 11 年 3 月 26 日告示第 247 号
改　　正　　平成 14 年 3 月 29 日告示第 346 号
改　　正　　平成 15 年 3 月 31 日告示第 335 号
改　　正　　平成 16 年 3 月 31 日告示第 403 号
改　　正　　平成 17 年 12 月 13 日告示第 1247 号
改　　正　　平成 18 年 3 月 31 日告示第 374 号
改　　正　　平成 19 年 3 月 30 日告示第 410 号
改　　正　　平成 20 年 3 月 18 日告示第 182 号
改　　正　　平成 21 年 7 月 31 日告示第 606 号
改　　正　　平成 26 年 3 月 14 日告示第 155 号
改　　正　　令和 3 年 2 月 24 日告示第 184 号
改　　正　　令和 5 年 11 月 28 日告示第 464 号
最終改正　　令和 7 年 5 月 30 日告示第 612 号

大分県が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領を次のように定める。

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領

（指名停止）

第１　大分県知事（以下「知事」という。）は、有資格業者（大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和３９年大分県告示第４８１号）及び大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等に関する告示（昭和６０年大分県告示第２３５号）第１の１の規定により格付された者又は資格の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が別表第１、別表第２、別表第３及び別表第４の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

２　知事は、別表第３の各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

３　知事が第１項の指名停止を行つたときは、指名担当者（大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第３１条の規定により指名競争入札に参加する入札者を指名する者をいう。）は、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第２　知事は、第１第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ）があることが明らかになつたときは、当該下請負人について、元請負人（建設業法第２条第５項に規定する元請負人をいう。）の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

２　知事は、共同企業体（大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（昭和５３年大分県告示第３９８号）第２条及び大分県経常建設共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱（平成１４年大分県告示第３４９号）第３条に規定する共同企業体をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

３　知事は、第１第１項又は前２項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第３　有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもつてそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格業者が次の各号の一に該当することになつた場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の２倍（当初指名停止の期間が１箇月に満たな

いときは、１．５倍とし、当該短期の２倍が３６箇月を超える場合は３６箇月）の期間とする。

（１）別表各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後１箇年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなつたとき。

（２）別表第２第１号から第３号まで又は第４号から第８号の２までの措置要件に係る指名停止期間の満了後３箇年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第３号まで又は第４号から第８号の２までの措置要件に該当することとなつたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第４第１号から第３号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

４　知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による指名停止の期間の長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が３６箇月を超える場合は３６箇月）まで延長することができる。

５　知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなつたときは、別表各号、前各項及び第４に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第２第８号又は８号の２に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもつて、新たに指名停止を行うことができるものとする。

６　知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責めを負わないことが明らかとなつたと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第４　知事は、第１第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなつた場合（第３第２項の規定に該当することとなつた場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

（１）談合情報を得た場合又は大分県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行つていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第２第４号、第４号の２、第６号、第６号の２、第８号又は第８号の２に該当したとき　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

（２）別表第２第４号から第８号の２までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになつたとき（前号に掲げる場合を除く。）　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

（３）別表第２第４号、第４号の２、第５号、第８号又は第８号の２に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があつたとき（前２号に掲げる場合を除く。）　それぞれ当該各号に定める短期の２倍の期間

（４）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第２第４号、第４号の２、第５号、第８号又は第８号の２に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）　それぞれ当該各号に定める短期に１箇月を加算した期間

（５）大分県又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同条第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第６号から第８号の２までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなつた場合を除く。）　それぞれ当該各号に定める短期に１箇月を加算した期間

（指名停止の通知）

第５　知事は、第１第１項又は第２各項の規定により指名停止を行つたときは指名停止通知書（第１号様式）により、第３第５項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書（第２号様式）により、同第６項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書（第３号様式）により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

２　知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が大分県の発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第６　契約担当者（大分県契約事務規則第２条第１号に規定する契約事務担当者をいう。以

下同じ。）は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

２　契約担当者は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号、第５号、第６号又は第７号の規定に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第７　契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る建設工事等の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（関係市町村等への指名停止の通知）

第８　知事は、第１第１項若しくは第２各項の規定により指名停止を行い、第３第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第６項の規定により指名停止を解除したときは、必要に応じ関係市町村等に通知するものとする。

（指名停止の公表）

第９　知事は、第１第１項若しくは第２各項の規定により指名停止を行い、第３第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第６項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第 10　知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（委任）

第 11　この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

附　　則

１　この告示は、昭和６０年４月１日から施行する。

２　大分県工事指名競争入札参加資格者指名停止基準（昭和４３年大分県告示第５７８号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

３　旧告示の規定によりした指名停止であつてこの告示施行の際、現に効力を有するものは、知事がこの告示の相当規定によりしたものとみなす。ただし、指名停止の期間は、従前の指名停止の残存期間とする。

４　この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附　　則（昭和６２年告示第１５７号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成２年告示第８７７号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成６年告示第８９５号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成８年告示第２９６号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成９年告示第５１７号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成１１年告示第２４７号）

この告示は、平成１１年４月１日から施行する。

附　　則（平成１４年告示第３４６号）

この告示は、平成１４年４月１日から施行する。

附　　則（平成１５年告示第３３５号）

この告示は、平成１５年４月１日から施行する。

附　　則（平成１６年告示第４０３号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成１７年告示第１２４７号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成１８年告示第３７４号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　　則（平成１９年告示第４１０号）

１　この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

２　この告示の施行前にした行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附　　則（平成２０年告示第１８２号）

この告示は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則（平成２１年告示第６０６号）

この告示は、平成２１年８月１日から施行する。

附　　則（平成２６年告示第１５５号）

この告示は、平成２６年３月１４日から施行する。

附　　則（令和　３年告示第１８４号）

この告示は、令和　３年２月２４日から施行する。

附　　則（令和　５年告示第４６４号）

この告示は、令和　５年１１月２８日から施行する。

附　　則（令和　７年告示第６１２号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第１（第１関係）

大分県内において生じた事故等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期　　間
（虚偽記載） １　大分県の発注する建設工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上６箇月以内
（過失による粗雑工事） ２　大分県と締結した契約に係る建設工事等（以下「県発注工事等」という。）の施工に当たり、次に掲げる区分に応じ過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 イ　工事完成検査が不合格となり、補修を命じられたことにより工期内に完成物の引渡しができない場合。	当該認定をした日から２箇月以上６箇月以内
ロ　工事完成検査が不合格となり、命じられた補修が工期内に完成し、引渡しができる場合。	当該認定をした日から１箇月以上６箇月以内
ハ　工事完成検査が合格となり、引渡し後に、工事完成物に契約不適合が認められた場合。	当該認定をした日から２箇月以上６箇月以内
３　県内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上３箇月以内
（契約違反） ４　第２号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約工期内に工事等が完成せず履行遅滞となつたとき、工事の施工管理が不良で再三指摘しても改善されないとき、正当な理由なく監督又	当該認定をした日から１箇月以上４箇月以内

は検査を行う者の指示に従わないときその他契約に違反し建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5　県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上８箇月以内
6　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上８箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7　県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上６箇月以内
8　一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であつたため、建設工事等の関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から２週間以上６箇月以内

別表第２（第１関係）

贈賄・あつせん利得及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　間
（贈賄・あつせん利得） 1　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が大分県の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から１２箇月以上２４箇月以内
2　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県内の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から９箇月以上１８箇月以内
3　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が県外の他の公共機関の職員に対して行つた贈賄又はあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知つた日から６箇月以上１２箇月以内
（独占禁止法違反行為） 4　大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第８号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１２箇月以上３６箇月以内
4の2　前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から３箇月以上９箇月以内
5　次に掲げる区分に応じ、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（第４号及び第８号に掲げる場合を除く。）。	
イ　大分県内における業務に関する違反行為	当該認定をした日から９箇月以上１８箇月以内
ロ　イ以外の業務に関する違反行為	当該認定をした日から６箇月以上１２箇月以内
（競売入札妨害又は談合） 6　大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	逮捕又は公訴を知つた日から１２箇月以上３６箇月以内

起されたとき（第８号に掲げる場合を除く。）。	
６の２　前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から３箇月以上９箇月以内
７　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が次に掲げる者の発注する建設工事等の契約に関して競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第６号及び次号に掲げる場合を除く。）。	
イ　県内の他の公共機関	逮捕又は公訴を知つた日から９箇月以上１８箇月以内
ロ　イに掲げる以外の者	逮捕又は公訴を知つた日から６箇月以上１２箇月以内
（重大な独占禁止法違反行為等）	
８　大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき（当該建設工事等に政府調達に関する協定（平成７年条約第２３号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。	刑事告発、逮捕又は公訴を知つた日から１８箇月以上３６箇月以内
イ　独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	
ロ　有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくは使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
８の２　前号に規定する措置要件に該当する有資格業者が、捜査機関による事実の解明に協力をしたと認められるとき。	当該認定をした日から５箇月以上１４箇月以内
（建設業法違反行為）	
９　建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内
１０　大分県と締結した契約に係る工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から２箇月以上９箇月以内
（不正又は不誠実な行為）	
１１　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）をし、又は業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内
１２　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内

別表第３（第１関係）

暴力団関係者等の排除に関する措置基準

措　置　要　件	期　間
（暴力団関係者）	
１　有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められるとき。	当該認定をした日から１２箇月以上２４箇月以内
イ　有資格業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）であるとき。	
ロ　有資格業者が暴力団関係者を使用したとき。	

ハ　有資格業者が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。 ニ　有資格業者が暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。 （不当介入に係る報告等義務違反） 2　大分県と締結した契約に係る建設工事等に関し、暴力団関係者等から不当介入（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第９条各号に掲げる不当な要求行為又は不当な工事妨害をいう。）を受けたにもかかわらず、発注者に報告せず、かつ、警察に届け出なかったとき。	当該認定をした日から２箇月以上４箇月以内

別表第４（第１関係）

その他の措置基準

措　置　要　件	期　間
1　大分県が発注する建設工事等に関し正当な理由がなく契約を締結せず、又は契約を履行しなかつたとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内
2　大分県が発注する建設工事等に関し低入札価格調査制度に基づく調査報告書等に虚偽記載をし、又は低入札価格調査に関する事情聴取に応じない等不誠実な行為をしたとき。	当該認定をした日から１箇月以上９箇月以内

第１号様式（その１）（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

大分県知事　　印

指名停止通知書

この度、貴　　が　　ことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止を行うことにしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1　指名停止の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　箇月）
2　指名停止の理由

第１号様式（その２）（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

大分県知事　　印

指名停止通知書

この度、貴　　が　　ことは、誠に遺憾である。よつて下記のとおり指名停止をうこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、後の改善措置の詳細について報告されたい。

記

1　指名停止の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　箇月）
2　指名停止の理由
3　改善措置報告期限　　年　　月　　日

第２号様式（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

大分県知事　　印

指名停止期間変更通知書

先に　　年　　月　　日付け　　第　　号をもつて貴　　の指名停止を行つた旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

１　従前の指名停止の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　箇月）
２　変更後の指名停止の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで（　箇月）
３　変更理由

第３号様式（第５関係）

第　　号
年　　月　　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

大分県知事　　印

指名停止解除通知書

先に　　年　　月　　日付け　　第　　号をもつて貴　　の指名停止を行つた旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知する。

記

１　解除年月日
２　解除理由

業種別技術職員コード表※入札参加資格では表の点数は考慮されません。
監理技術者補佐、技士補及び工事担任者について記載は不要。

「5」･･･5点（技術職員区分：1級）　「4」･･･4点（技術職員区分：監理補佐）　「3」･･･3点（技術職員区分：基幹技能者）　「2」･･･2点（技術職員区分：2級）
「1」･･･1点（技術職員区分：その他）　「1※」･･･1点（実務経験3年）　「1○」･･･1点（実務経験5年）　「△」･･･審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

	コード			建設業の種類																														
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	001	法第7条第2号　イ　該当（指定学科卒業後3年又は5年の実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	002	法第7条第2号　ロ　該当（10年の実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	003	法第15条第2号　ハ　該当（同号イと同等以上）【大臣認定者】		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	004	法第15条第2号　ハ　該当（同号ロと同等以上）【大臣認定者】		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工管理技士		5	5				5	5									5															
	11A	1級建設機械施工管理技士（※附則第4条該当）		5	5				5	5									5															5△
	212	2級建設機械施工管理技士　（第1種～第6種）		2	2				2	2									2															
	21B	2級建設機械施工管理技士　（第1種～第6種）（※附則第4条該当）		2	2				2	2									2															2△
	113	1級土木施工管理技士		5	5			1※	5	5	5	1※			1※	5	5	1※	5	5			5	1※			1※			1※		5		1※	5
	11C	1級土木施工管理技士（※附則第4条該当）		5	5				5	5	5					5	5		5	5			5									5			5△
	214	2級土木施工管理技士	種別 土木	2	2			1○	2	2	2	1○			1○	2	2	1○	2	2			1○	1○			1○			1○		2		1○	2
	21D		種別 土木（附則第4条該当）	2	2				2	2	2					2	2		2	2												2			2△
	215	2級土木施工管理技士	種別 鋼構造物塗装					1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			2	1○			1○			1○		1○		1○	1○
	216	2級土木施工管理技士	種別 薬液注入					1○	2	2	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○			1○			1○		1○		1○	1○
	21E		種別 薬液注入（附則第4条該当）						2	2																								2△
	120	1級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5	1※	5				5	1※	1※	1※	5
	12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				5△
	221	2級建築施工管理技士	種別 建築			2	1○	1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	2
	222	2級建築施工管理技士	種別 躯体				2	1○	2	2	1○	1○			2	2	2	2			1○	1○	1○	1○	1○	1○	1○				1○	1○	1○	1○	2
	22B	2級建築施工管理技士	種別 躯体（附則第4条該当）				2		2	2					2	2	2	2																	2△
	223	2級建築施工管理技士	種別 仕上げ				2	2	1○	1○	2	2			2			1○			2	2	2	2	2	1○	2				2	1○	1○	1○	1○
	127	1級電気工事施工管理技士											5													1※						1※		
	228	2級電気工事施工管理技士											2													1○						1○		
	129	1級管工事施工管理技士												5				1※		1※	1※					1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
	230	2級管工事施工管理技士												2				1○		1○	1○					1○	1○			1○	1○	1○	1○	1○	
	131	1級電気通信工事施工管理技士																										5						
	232	2級電気通信工事施工管理技士																										2						
	133	1級造園施工管理技士						1※	1※	1※	1※	1※			1※			1※		1※			1※	1※			1※		5	1※		1※		1※	1※
	234	2級造園施工管理技士						1○	1○	1○	1○	1○			1○			1○		1○			1○	1○			1○		2	1○		1○		1○	1○
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
				01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

業種別技術職員コード表※入札参加資格では表の点数は考慮されません。
監理技術者補佐、技士補及び工事担任者について記載は不要。

「5」･･･5点（技術職員区分：1級）　「4」･･･4点（技術職員区分：監理補佐）　「3」･･･3点（技術職員区分：基幹技能者）　「2」･･･2点（技術職員区分：2級）
「1」･･･1点（技術職員区分：その他）　「1※」･･･1点（実務経験3年）　「1○」･･･1点（実務経験5年）　「△」･･･審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

	コード		建設業の種類																												
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	－	02	03	04	05	－	06	07	08	09	10	11	－	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
建築士法	137	1級建築士			5	5					5			5	5	5								5									
	238	2級建築士			2	2					2			2										2									
	239	木造建築士				2																											
技術士法	141	建設 ・ 総合技術監理（建設）	5	5				5	5			5						5	5									5						5
	14A	建設 ・ 総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5				5	5			5						5	5									5						5△
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5				5	5			5			5	5		5	5									5						5
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5				5	5			5			5	5		5	5									5						5△
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5				5	5																								
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5				5	5																								5△
	144	電気電子 ・ 総合技術監理（電気電子）										5														5							
	145	機械 ・ 総合技術監理（機械）																						5									
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5											5									
	147	上下水道 ・ 総合技術監理（上下水道）											5																	5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5															5		5			
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5				5	5										5														
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5				5	5										5														5△
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5				5	5																		5						
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5				5	5																		5						5△
	152	衛生工学 ・ 総合技術監理（衛生工学）											5																				
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																	5			
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																	5		5	
電気工事士法	155	第1種電気工事士										2																					
	256	第2種電気工事士 【3年】										1																					
電気事業法	258	電気主任技術者 （第1種～第3種） 【5年】										1																					
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者 【5年】																									1						
水　道　法	265	給水装置工事主任技術者 【1年】											1																				
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	－	02	03	04	05	－	06	07	08	09	10	11	－	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

※（附則第4条該当）　平成28年6月1日までに「とび・土工」の資格を取得している場合、経過措置期間中（令和3年6月30日まで）のみ解体工事の技術者とみなされるが、経過措置終了後、解体工事の技術者でなくなる資格

※1　解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

※2　解体工事について、当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習（国交省登録）の受講が必要（この要件を満たさない場合は附則第4条該当のコードを記載（経過措置該当の場合））

業種別技術職員コード表※入札参加資格では表の点数は考慮されません。
監理技術者補佐、技士補及び工事担任者について記載は不要。

「5」･･･5点（技術職員区分：1級）　「4」･･･4点（技術職員区分：監理補佐）　「3」･･･3点（技術職員区分：基幹技能者）　「2」･･･2点（技術職員区分：2級）
「1」･･･1点（技術職員区分：その他）　「1※」･･･1点（実務経験3年）　「1○」･･･1点（実務経験5年）　「△」･･･審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

	コード		建設業の種類																													
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
消防法	168	甲種 消防設備士																													2		
	169	乙種 消防設備士																													2		
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（1級）				2																											
	271	建築大工（2級）				1																											
	164	型枠施工（1級）				2		2	2																								
	264	型枠施工（2級）				1		1	1																								
	16B	型枠施工（1級）（附則第4条該当）				2		2	2																								2△
	26B	型枠施工（2級）（附則第4条該当）				1		1	1																								1△
	172	左官（1級）					2																										
	272	左官（2級）					1																										
	157	とび・とび工（1級）						2	2																								2
	257	とび・とび工（2級）【※解体工事は資格取得後　解体工事の実務経験3年】						1	1																								1
	173	コンクリート圧送施工（1級）						2	2																								
	273	コンクリート圧送施工（2級）						1	1																								
	17A	コンクリート圧送施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																								2△
	27A	コンクリート圧送施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																								1△
	166	ウェルポイント施工（1級）						2	2																								
	266	ウェルポイント施工（2級）						1	1																								
	16C	ウェルポイント施工（1級）（附則第4条該当）						2	2																								2△
	26C	ウェルポイント施工（2級）（附則第4条該当）						1	1																								1△
	174	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（1級）											2																				
	274	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（2級）											1																				
	175	給排水衛生設備配管（1級）											2																				
	275	給排水衛生設備配管（2級）											1																				
	176	配管・配管工（1級）											2																				
	276	配管・配管工（2級）											1																				
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）									2		2							2													
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）									1		1							1													
	177	タイル張り・タイル張り工（1級）												2																			
	277	タイル張り・タイル張り工（2級）												1																			
	178	築炉・築炉工・ れんが積み（1級）												2																			
	278	築炉・築炉工・ れんが積み（2級）												1																			
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）								2				2																			
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（2級）								1				1																			
	180	石工・石材施工・石積み（1級）								2																							
	280	石工・石材施工・石積み（2級）								1																							
	181	鉄工・製罐（1級）													2	2																	
	281	鉄工・製罐（2級）													1	1																	
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）（注3）															2																
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）（注3）															1																
	183	工場板金（1級）																		2													
	283	工場板金（2級）																		1													
	184	板金・建築板金・板金工（1級）（注4）									2									2													
	284	板金・建築板金・板金工（2級）（注4）									1									1													
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）																		2													
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）																		1													
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）									2																						
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）									1																						
	187	ガラス施工（1級）																			2												
	287	ガラス施工（2級）																			1												
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																				2											
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）																				1											
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）																				2											
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）																				1											
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

※職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を2級とするものについて、平成１５年度以前に合格した者については、必要な実務経験年数は１年とする。

業種別技術職員コード表※入札参加資格では表の点数は考慮されません。
監理技術者補佐、技士補及び工事担任者について記載は不要。

「5」･･･5点（技術職員区分：1級）　「4」･･･4点（技術職員区分：監理補佐）　「3」･･･3点（技術職員区分：基幹技能者）　「2」･･･2点（技術職員区分：2級）
「1」･･･1点（技術職員区分：その他）　「1※」･･･1点（実務経験3年）　「1○」･･･1点（実務経験5年）　「△」･･･審査基準日が令和3年7月1日以降の場合は技術職員として認められません

	コード		建設業の種類																														
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
職業能力開発促進法	190	金属塗装・金属塗装工（1級）																				2												
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）																				1												
	191	噴霧塗装（1級）																				2												
	291	噴霧塗装（2級）																				1												
	167	路面標示施工																				2												
	192	畳製作 ・ 畳工（1級）																						2										
	292	畳製作 ・ 畳工（2級）																						1										
	193	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（1級）																						2										
	293	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（2級）																						1										
	194	熱絶縁施工（1級）																								2								
	294	熱絶縁施工（2級）																								1								
	195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																											2					
	295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）																											1					
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	196	造園　（1級）																									2							
	296	造園　（2級）																									1							
	197	防水施工（1級）																					2											
	297	防水施工（2級）																					1											
	198	さく井（1級）																										2						
	298	さく井（2級）																										1						
	061	地すべり防止工事　【1年】						1	1																			1						
	06A	地すべり防止工事（附則第4条該当）　【1年】						1	1																			1						1△
	040	基礎ぐい工事						2	2																									
	062	建築設備士　【1年】										1	1																					
	063	計装　【1年】										1	1																					
	060	解体工事																																2
	064	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証記載の業種について、2業種以内に限り3点づつ配点　※3																															
	703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		2		2		
	704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	3	3		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		3	3	3		3		3		
その他	099	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第4号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
			01	-	02	03	04	05	-	06	07	08	09	10	11	-	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

※3　修了証記載の建設業の種類のうち、「土木工事業」・「建築工事業」については主任技術者の要件としては認められませんので、ご注意ください。

※職業能力開発促進法による技能検定については、下記に注意ください。
（注1）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっ
選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注2）　鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られるものにあっては
選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注3）　鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格し
た者に限られます。
（注4）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、
選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
（注5）　木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

申請等に関する問い合わせ先

事務所名等	郵便番号	所在地	電話番号
豊後高田土木事務所 （総務課総務班）	８７９－０６２１	豊後高田市是永町３９ （豊後高田総合庁舎内）	０９７８－２２－２２８５
国東土木事務所 （総務課総務班）	８７３－０５０４	国東市国東町安国寺７８６－１ （国東総合庁舎内）	０９７８－７２－１３２１
別府土木事務所 （総務課工事経理班）	８７４－０８４０	別府市大字鶴見字下田井１４－１	０９７７－６７－０２１１
大分土木事務所 （総務課工事経理班）	８７０－０９０５	大分市向原西１－４－２	０９７－５５８－２１４１
臼杵土木事務所 （総務課総務班）	８７５－００４１	臼杵市大字臼杵字洲崎７２－２５４ （臼杵総合庁舎内）	０９７２－６３－４１３６
佐伯土木事務所 （総務課総務班）	８７６－０８１３	佐伯市長島町１－２－１ （佐伯総合庁舎内）	０９７２－２２－３１７１
豊後大野土木事務所 （総務課総務班）	８７９－７１３１	豊後大野市三重町市場１１２３ （豊後大野総合庁舎内）	０９７４－２２－１０５６
竹田土木事務所 （総務課総務班）	８７８－００１３	竹田市大字竹田字山手１５０１－２ （竹田総合庁舎内）	０９７４－６３－２１０８
玖珠土木事務所 （総務課総務班）	８７９－４４１３	玖珠郡玖珠町大字塚脇１３７－１ （玖珠総合庁舎内）	０９７３－７２－１１５２
日田土木事務所 （総務課総務班）	８７７－０００４	日田市城町１－１－１０ （日田総合庁舎内）	０９７３－２３－２１４１
中津土木事務所 （総務課工事経理班）	８７１－００２４	中津市中央町１－５－１６ （中津総合庁舎内）	０９７９－２２－２１１０
宇佐土木事務所 （総務課総務班）	８７９－０４５４	宇佐市大字法鏡寺２３５－１ （宇佐総合庁舎内）	０９７８－３２－１３００
公共工事入札管理室 入札管理班	８７０－８５０１	大分市大手町３－１－１ （県庁新館７階）	０９７－５０６－４５２７

「部落差別の解消の推進に関する法律」をご存知ですか？

～　部落差別は許されないものであるという認識のもと、
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。　～

部落差別とは

日本には、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚に反対されたり、就職などの日常生活で差別を受けたり、インターネット上に心ない誹謗中傷が書き込まれるなどの差別を受けている人がいます。

これが部落差別であり、これを原因とする社会問題を部落差別（同和）問題といいます。

部落差別のない社会の実現に向けて

部落差別（同和）問題の解決に向けては、これまでの長年の取組によって生活環境や産業基盤の整備などの面で格差の解消が進み、また、社会の様々な分野で人権尊重意識の醸成も進められてきました。しかし、いまだに、結婚・就職差別や差別発言、インターネット上での差別的情報の流布が発生するなど解決にいたっていません。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成２８年１２月１６日に施行されました。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成２８年法律第１０９号）

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（法律の全文は大分県人権尊重・部落差別解消推進課サイトをご覧ください）



大分県人権啓発イメージキャラクター　こころちゃん

大分県生活環境部
人権尊重・部落差別解消推進課
☎(097)506-3172

大分県教育庁
人権教育・部落差別解消推進課
☎(097)506-5554

大分県人権教育・啓発推進協議会
（事務局 県人権尊重・部落差別解消推進課内）
☎(097)506-3177

人権相談ダイヤル	みんなの人権　１１０番	TEL　０５７０－００３－１１０
	子どもの人権　１１０番	TEL　０１２０－００７－１１０

差別の解消を目的とした
３つの法律が施行されています。

・障害者差別解消法（平成２８年４月１日施行）
・ヘイトスピーチ解消法（平成２８年６月３日施行）
・部落差別解消推進法（平成２８年１２月１６日施行）

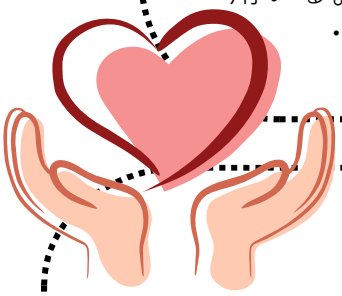


事業者による障がいのある人への「合理的配慮」の提供が義務化されました（改正障害者差別解消法 令和６年４月１日施行）

障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」及び「環境の整備」を行うこととしています。

（「不当な差別的取扱い」の具体例）
・対応の順序を後回しにする。
・本人を無視して、介助者や付添人だけに話しかける。

（「合理的配慮」の具体例・・・国や地方公共団体は義務、事業者は努力義務）
・障がいのある人の障がい特性に応じて、座席を決める。
・筆談、読上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。
・意思疎通のため、絵や写真カード、ＩＣＴ機器（タブレット端末）等を活用する。



ヘイトスピーチ、許さない！

ヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されています。

ヘイトスピーチ（増悪表現）とは
近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する言動（ヘイトスピーチ）に社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上で行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識につながりかねません。
これらの行動は、いかなる場合においても正当化することができない人権侵害です。在留外国人も日本社会を構成する重要な一員ですから、ヘイトスピーチは根絶しなければならない問題です。

